

保険プラン

計算基準日 平成19年 6月 1日

作成日 平成19年 5月 1日



TOKIOMARINE
NICHIDO

被保険者 34歳 男性 様

34歳 男性

1

保険種類	保険金額（初年度）	保険期間	払込期間	払込方法	保険料
家計保障定期保険[無配当] (定額型1年)	基準給付金月額 15 万円	65歳	65歳	月払 口座振替	6,225円
リビング・ニーズ特約					
指定代理請求特約					
小計					6,225円

一部一時払保険料 0円

一括・前納保険料 0円

ボーナス月保険料 0円

合計保険料（一回分） 6,225円

初回払込保険料 6,225円

注意事項

・家計保障定期保険(主契約・特約)の家計保障期間満了時は保険期間満了時に同じです。

保障の一覧

計算基準日 平成19年 6月 1日

作成日 平成19年 5月 1日

34歳 男性様の保障内容は以下のとおりです。

新規設計保険の支払事由および支払条件	保険金額(初年度)・給付金額			年金額 (初年度)
	ご本人	配偶者	お子様	
死亡されたとき	病気の時	---	---	月額15万円
	災害の時	---	---	月額15万円
高度障害になられたとき	病気の時	---	---	月額15万円
	災害の時	---	---	月額15万円
余命 6 ヶ月以内と判断されたとき (1)		3,000万円	---	---

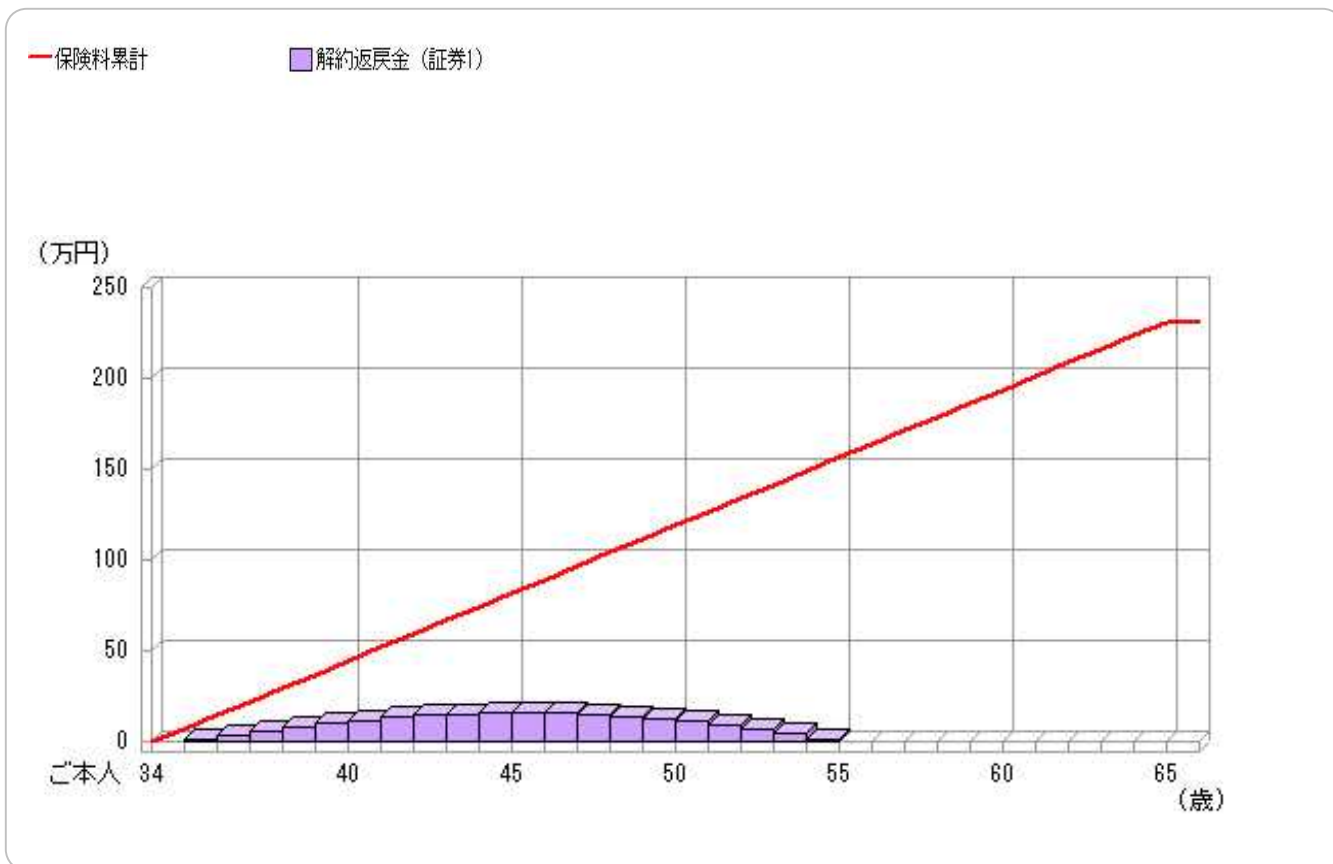
注意事項

- リビング・ニーズ特約によりお支払する表示の保険金は初年度の限度額です。なお、お支払額は指定保険金額に対応する6ヵ月間の利息および保険料に相当する金額を差し引いた金額となります。また、同一被保険者について他のご契約の指定保険金額と通算して3,000万円以内とします。

解約返戻金推移

計算基準日 平成19年 6月 1日
作成日 平成19年 5月 1日

ご提案プランの保険料累計と解約返戻金の推移は以下のようになります。



(単位：円)

年齢	保険料累計	解約返戻金
35	74,700	12,450
36	149,400	38,250
37	224,100	62,250
38	298,800	83,700
39	373,500	103,500
40	448,200	121,200
41	522,900	136,650
42	597,600	148,350
43	672,300	156,150
44	747,000	160,800

年齢	保険料累計	解約返戻金
45	821,700	161,850
47	971,100	153,300
49	1,120,500	130,950
51	1,269,900	94,650
53	1,419,300	46,650
55	1,568,700	0
57	1,718,100	0
59	1,867,500	0
60	1,942,200	0
61	2,016,900	0

年齢	保険料累計	解約返戻金
65	2,315,700	0 以下余白

注意事項

- 各種定期保険の解約返戻金は、契約当初においては全くありませんが、保険期間の経過に伴い徐々に積立てられ、その後、保険期間の満了が近づくと次第に減少し、満了時にはなくなります。
- 実際の解約返戻金の額は、経過年数・払込年数などによって異なりますのでご注意ください。

明細表

計算基準日 平成19年 6月 1日
作成日 平成19年 5月 1日

34歳 男性様の保険金額、保険料、解約返戻金の推移明細は次のようになっております。

(単位：円)

経過 年数	年齢 (歳)	普通死亡保険金額			年金年額 満期保険金額 健康給付金額	保険料累計	解約返戻金	解約 返戻率(%)	前納未経過 保険料
		一時金での お受取り	分割でお受取りの場合						
			一時金+分割金 受取総額	初年度 特約年金月額					
1	35	41,492,000	54,000,000	150,000	---	74,700	12,450	16.6	---
2	36	40,385,000	52,200,000	150,000	---	149,400	38,250	25.6	---
3	37	39,260,000	50,400,000	150,000	---	224,100	62,250	27.7	---
4	38	38,114,000	48,600,000	150,000	---	298,800	83,700	28.0	---
5	39	36,949,000	46,800,000	150,000	---	373,500	103,500	27.7	---
6	40	35,763,000	45,000,000	150,000	---	448,200	121,200	27.0	---
7	41	34,556,000	43,200,000	150,000	---	522,900	136,650	26.1	---
8	42	33,328,000	41,400,000	150,000	---	597,600	148,350	24.8	---
9	43	32,079,000	39,600,000	150,000	---	672,300	156,150	23.2	---
10	44	30,808,000	37,800,000	150,000	---	747,000	160,800	21.5	---
11	45	29,514,000	36,000,000	150,000	---	821,700	161,850	19.6	---
12	46	28,198,000	34,200,000	150,000	---	896,400	159,300	17.7	---
13	47	26,859,000	32,400,000	150,000	---	971,100	153,300	15.7	---
14	48	25,497,000	30,600,000	150,000	---	1,045,800	143,850	13.7	---
15	49	24,110,000	28,800,000	150,000	---	1,120,500	130,950	11.6	---
16	50	22,700,000	27,000,000	150,000	---	1,195,200	114,450	9.5	---
17	51	21,264,000	25,200,000	150,000	---	1,269,900	94,650	7.4	---
18	52	19,804,000	23,400,000	150,000	---	1,344,600	71,850	5.3	---
19	53	18,318,000	21,600,000	150,000	---	1,419,300	46,650	3.2	---
20	54	16,806,000	19,800,000	150,000	---	1,494,000	19,950	1.3	---
21	55	15,268,000	18,000,000	150,000	---	1,568,700	0	0.0	---
22	56	13,702,000	16,200,000	150,000	---	1,643,400	0	0.0	---
23	57	12,109,000	14,400,000	150,000	---	1,718,100	0	0.0	---
24	58	10,489,000	12,600,000	150,000	---	1,792,800	0	0.0	---
25	59	8,840,000	10,800,000	150,000	---	1,867,500	0	0.0	---
26	60	7,162,000	9,000,000	150,000	---	1,942,200	0	0.0	---
27	61	5,455,000	7,200,000	150,000	---	2,016,900	0	0.0	---
28	62	3,718,000	5,400,000	150,000	---	2,091,600	0	0.0	---
29	63	1,950,000	3,600,000	150,000	---	2,166,300	0	0.0	---
30	64	1,802,000	1,800,000	150,000	---	2,241,000	0	0.0	---
31	65	---	0	---	---	2,315,700	0	0.0	---
									以下余白

注意事項

- 普通死亡保険金額(一時金・分割金)受取総額には、家計保障定期保険(主契約・特約)の保険金支払額を含んでいます。
- 普通死亡保険金額(一時金)は家計保障定期保険(主契約・特約)の保険金を一時金で受け取った場合にお受け取りいただける金額(原則として当該保険年度の最終日の値)とその他の主契約・特約の死亡・高度障害保険金の合計です。
- 尚、契約直後の一時金で受け取った場合の累計額は43,560,000円です。
- 一時金+分割金受取総額は、家計保障定期保険(主契約・特約)の保険金を分割で毎月受け取った場合の積算累計額と、その他の主契約・特約の死亡・高度障害保険金額との合計です。
- とは同じ保障内容を受け取り方法の違いで表示したものであり、重複して受け取ることはできません。
- また、の分割金月額は、死亡・高度障害となられたとき、家計保障定期保険(主契約・特約)により毎月お受け取りいただける額です。
- 家計保障定期保険(主契約・特約)を分割でお受け取りの際、毎月受け取る給付金は雑所得として所得税・住民税の課税対象となります。課税所得(その年の受取金額-必要経費)が25万円以上の場合、その差引金額の10%を源泉徴収して、弊社が国に納付いたします。
- 各種定期保険の解約返戻金は、契約当初においては全くありませんが、保険期間の経過に伴い徐々に積立てられ、その後、保険期間の満了が近づくにつれ次第に減少し、満了時にはなくなります。
- 実際の解約返戻金の額は、経過年月数・払込年月数などによって異なりますのでご注意ください。